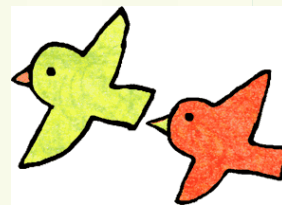


市民生活支援員 市民後見人

フォローアップ研修を開催します（受講料無料）



知的・精神障がい等により自分で判断することが不安な方の財産や権利等を守る支援方法をもう一度一緒に学んでみませんか。（笛吹市委託事業）



■ 日時 受付は3日間ともに 9:15~

1日目 令和3年1月29日（金） 9:45~12:00

障がいのある方の権利擁護と支援の実際

講師 福祉後見事務所ほたり 社会福祉士 宮沢秀一氏
意思決定支援の考え方のもとに、権利擁護活動を行う大切さについて学びます。

2日目 令和3年2月8日（月） 9:45~12:00

身寄りのない方への支援について考えよう

講師 田中・高橋法律事務所 弁護士 高橋由美氏
身寄りのない方への支援方法や、死後事務などについて考えます。

3日目 令和3年2月18日（木）

生活保護制度はどんな制度？ 9:45~10:45

講師 笛吹市役所 生活援護課 遠藤栄一氏
生活保護制度の給付についてや、保護が受けられる基準などを学びます。

家庭裁判所の役割とは？ 10:55~12:00

講師 甲府家庭裁判所 書記官 松本文氏
家庭裁判所の役割や、成年後見制度の申立の流れについてなどを学びます。

◎ご希望の日のみの参加が可能です。

◎笛吹市感染対策ガイドラインに則り、対策を行っての研修です。

ご理解とご協力をお願いします。

会場：笛吹市八代福祉センター 先着：20名（1日あたり）

お申し込み
お問い合わせ

笛吹市社会福祉協議会 後見センターふえふき

担当：長田・寄特

TEL 055-265-5182（平日：9:00~17:00）

FAX 055-265-5183 MAIL chiiki09@fuefuki-shakyo.or.jp

♪申し込みの詳細は裏面をご覧ください♪